

国保運営方針で目標設定した項目の取組内容

項目	運営方針に記載された市町村の取組	【令和元年度の市町村の取組内容】 ◎:多くの市町村が実施している取組 ★:一部の市町村が実施している取組で参考となるもの		
保険税関係	<p>市町村の収納対策においては、次の4つの項目に重点的に取り組みます。</p> <p>(1)納期内納付の促進:口座振替納付の促進(原則化の推進等)、納期内納付の広報</p> <p>(2)現年課税分の確実な徴収:文書、電話等による催告の強化</p> <p>(3)滞納繰越分の早期処理と滞納処分の強化:預金等債権を中心とした差押えの実施</p> <p>(4)徴収できない事案の確実な停止処理:納税緩和措置(滞納処分の執行停止)の適正な実施</p>	<p>(1)納期内納付の促進</p> <p>◎国保加入時における口座振替の勧奨 ◎納税通知書発送時に口座振替依頼書・チラシの同封 ◎広報誌、ホームページでの口座振替・納期内納付の周知 ◎コンビニ収納 ★スマホアプリ収納(ペイジーなど) ★ペイジー口座振替受付サービス ★クレジット収納 ★要綱による口座振替原則化</p> <p>(2)現年課税分の確実な徴収</p> <p>◎休日・夜間納税相談窓口の設置 ◎休日・夜間電話催告 ◎文書一斉催告の実施 ◎コールセンター・自動音声電話催告システムによる電話催告 ★コンビニ用納付書を同封しての文書催告 ★早期の財産調査・滞納処分 ★徴収嘱託員による催告・訪問徴収 ★ショートメッセージサービスによる催告</p> <p>(3)滞納繰越分の早期処理と滞納処分の強化</p> <p>◎給与、預金等の債権を中心とした差押 ◎財産調査、差押、換価等の目標設定、滞納処分の徹底 ★短期被保険者証の交付 ★徴収事務指導員による高額・塩漬け案件への対応 ★財産調査を補助する臨時職員の活用 ★インターネット公売の実施 ★県との連携(共同催告、共同公売、短期派遣)</p> <p>(4)徴収できない事案の確実な停止処理</p> <p>◎賦課担当課・住基担当課と連携し、所在不明者の調査を実施 ◎調査を徹底し、要件を満たすものは執行停止を実施 ★福祉部門との連携強化(生活困窮者等の情報把握と早期円滑な滞納整理) ★停止事務に集中して取り組む期間を設定し、上位者は課内で表彰を行う</p>		
		レセプト点検の充実強化(P19)	<p>市町村はレセプト点検を適正に実施していくため、引き続き点検の充実強化に努めることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検員の研修への参加 ・医療と介護の突合 	<p>◎レセプト点検員の研修参加 ◎医療保険と介護保険の突合情報を活用し、介護給付との給付調整の適正化、内容点検の効果向上を図る ★人工知能を活用した効率的かつ正確なレセプト点検</p>
		療養費の支給の適正化(P20)	<p>市町村は療養費支給の適正化に努めることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの活用 	<p>◎柔道整復療養費について点検を行い、多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者への照会を実施する</p>
		第三者行為求償等の取組(P21,22)	<p>市町村は、届出のない第三者求償案件の発見に資する取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検等による第三者行為の発見 ・被害届の提出励行 ・被保険者への照会、調査等 ・国保連作成のリストの活用 ・国で設置した第三者行為求償アドバイザーの活用 	<p>◎広報誌、ホームページ、パンフレット等により、被害届の届出義務の周知・広報を実施する ◎レセプト点検、国保連リストの活用により第三者行為による傷病が疑われる者に照会し、該当すれば被害届の提出を勧奨する ◎第三者求償事務研修会への参加 ★国の第三者行為求償アドバイザーの活用 ★消防署との連携により提供された交通事故搬送者一覧から第三者行為が疑われるものを抽出する ★地域包括支援センターから第三者行為の情報提供を受けられるようにしている ★療養費・高額療養費支給申請受付時において第三者行為が疑われるものに対して、申請者への確認を行っている</p>
		医療費適正化関係	<p>市町村は、保健事業に取り組む際には、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルによる効果的・効率的な事業実施を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者間(被用者保険・後期高齢者医療)の連携や、関係部署(衛生部門・介護部門)との連携を図り、効果的・効率的な事業実施に努めます。 	<p>◎データヘルス計画に基づき保健事業を実施する。毎年度事業評価を行い、翌年度の事業実施に反映させる ★保険者間(後期高齢者医療)、関係部署(衛生部門、介護部門)と連携し、事業を実施</p>

国保運営方針で目標設定した項目の取組内容

項目	運営方針に記載された市町村の取組	【令和元年度の市町村の取組内容】 ◎:多くの市町村が実施している取組 ★:一部の市町村が実施している取組で参考となるもの
医療費適正化関係	<p>市町村は、自団体の受診状況を分析し、重点ターゲットを明確化した上で、効果的・効率的な取組に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨・利用勧奨の強化 ・受診環境の整備 ・周知広報の強化 ・関係機関との連携 ・診療情報の提供を受ける取組の実施 ・ヘルスケアポイント制度の実施 	<p>(1)特定健康診査受診率向上の取組</p> <p>(受診勧奨の強化) ◎未受診者に対するハガキ、電話による受診勧奨 ◎タイプ別の受診勧奨(受診歴、年齢、性別、地区別) ★人工知能を用いた受診勧奨 ★受診勧奨業務を民間委託 ★ショートメッセージサービスによる受診勧奨 ★申込方法にweb予約を導入 ★県と第一生命(株)との包括的連携協定の活用</p> <p>(受診環境の整備) ◎健診の土日・夜間実施 ◎がん検診など他の検診との同時実施 ★健診実施日の増加・実施期間の延長 ★自己負担金の無料化</p> <p>(周知広報の強化) ◎広報誌やホームページによる周知 ◎公共施設、医療機関その他各所へのポスター掲示 ★各種イベント時の特定健診のPR ★チラシ配布、のぼり旗、懸垂幕、公用車マグネット、デジタルサイネージ、災害用自動販売機、FMラジオ、CATVなど</p> <p>(その他) ◎診療情報提供事業への参加 ◎農協、商工会などを通じて、他事業者の健診結果の提供を依頼 ◎ヘルスケアポイントや景品などのインセンティブ付与 ★特定健診以外の健診結果の提供者へ景品等の贈呈</p> <p>(2)特定保健指導実施率向上の取組</p> <p>(利用勧奨の強化) ◎未利用者に対する勧奨通知の送付、電話勧奨 ◎保健師等の専門職による電話又は訪問勧奨 ★対象者に対し、健診結果の活かし方、予想される病気などについて説明したパンフレット等を配布又は送付 ★特定健診結果説明会において、該当者へ利用勧奨 ★地域のかかりつけ医と連携した利用勧奨</p> <p>(受診環境の整備) ◎特定健診結果説明会で該当者へ初回面接の実施 ★対象者に健診結果を取りにきてもらい、その場で初回面接の実施 ★特定健診当日に、対象見込者への初回面接の実施 ★休日夜間の実施 ★訪問による指導の実施 ★集団指導・個別指導の両方を実施</p> <p>(周知広報の強化) ◎広報誌やホームページを活用し、特定保健指導の制度周知、健康維持の啓発を実施 ★公共施設、医療機関へのポスター掲示</p> <p>(その他) ◎ヘルスケアポイントや景品などのインセンティブ付与 ★健康教室、運動教室などを実施</p>
	<p>市町村は、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組まします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品希望カード・シールの配布を引き続き実施 ・利用差額通知を引き続き実施 ・利用者や関係機関への周知広報、働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ◎希望カード・シールの配布 ◎利用差額通知 ◎広報誌、パンフレット等による周知広報 ★医師会・薬剤師会・医療機関等への働きかけ、ポスター掲示等 ★地域かかりつけ医と連携した普及活動
	<p>市町村は、糖尿病性腎症の重症化予防に取り組まします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連との共同事業方式による事業実施 ・独自事業実施市町村は、国プログラムの条件を充足した内容で事業実施 ・保険者間(被用者保険・後期高齢者医療)の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◎国保連協会との共同事業方式による事業の実施
	<p>市町村は、健康長寿埼玉プロジェクトにより、健康寿命の延伸と医療費の抑制を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康長寿埼玉モデルの実施 ・埼玉県コバトン健康マイレージの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ◎コバトン健康マイレージへの参加 ◎健康長寿埼玉モデルの実施
	<p>市町村は、重複・頻回受診者、重複投薬者への適正受診・適正投薬を促すため、訪問指導に取り組まします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎重複・頻回受診者、重複投薬者に対して、電話又は訪問による指導を実施
	<p>市町村は、引き続き医療費通知を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎医療費通知を実施(年6回)